

医学会発 第6号  
平成31年4月10日

日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長  
門 田 守 人



「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」, 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成31年4月1日付にて、厚生労働省医政局研究開発振興課長から、別添の通り、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」, 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について周知依頼がありましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/saisei\\_iryuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisei_iryuu/index.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000499057.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課 [担当：嶋田氏：電話：03-5253-1111 (内 2587)] にお問い合わせ下さいませようお願いします。

日本医学会 電話：03-3946-2121 (内 4260)  
(担当 高橋)